

愛知県私立専修学校専門課程授業料等軽減補助金交付要綱

(通 則)

第1条 愛知県私立専修学校専門課程授業料等軽減補助金（以下「補助金」という。）は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）に基づき、予算の範囲内において、私立専修学校専門課程の設置者（以下「設置者」という。）に交付するものとし、その交付に関しては、文部科学省が定める授業料等減免費負担金交付要綱、大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免事務処理要領及び愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付対象)

第2条 この補助金の交付対象は、法第10条第5号の規定に基づき、私立専修学校専門課程に在籍する授業料等減免対象者に減免を実施する設置者（法第7条に規定する確認を受けた場合に限る。）とする。

2 私立専修学校が法第16条に基づき確認大学等とみなされた場合は、この要綱の規定を適用する。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条に規定する授業料等減免の額に基づき算定される額とする。

(申請手続)

第4条 規則第3条に規定する申請書は、次の各号に掲げるものとし、その提出部数は各1部とする。

- (1) 愛知県私立専修学校専門課程授業料等軽減補助金交付申請書（様式1-1）
- (2) 授業料等減免事業交付申請書内訳（様式1-2）

2 前項の規定による申請書の提出期日は別に定める。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、愛知県私立専修学校専門課程授業料等軽減補助金交付決定通知書（様式3）により設置者に通知する。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の実施期間)

第7条 補助金の交付の決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の実施期間は、当年度中（4月1日から翌年3月31日まで）とする。

(計画変更の承認)

第8条 設置者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ愛知県私立専修学校専門課程授業料等軽減補助金変更交付申請書（様式2-1）及び変更交付申請書内訳（様式2-2）により知事の承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更を来さない場合における次の各号に定める変更についてはこの限りでない。

- (1) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更
- (2) 補助目的を損わない事業計画の細部の変更

2 知事は、前項の承認をする場合には、愛知県私立専修学校専門課程授業料等軽減補助金変更交付決定通知書（様式4）により設置者に通知する。なお、この場合において、必要に応じ条件を付することがある。

(補助事業の実施方法)

第9条 設置者は、補助事業計画に基づき、生徒に対し、補助額に達するまで納付すべき授業料及び入学金を減免しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、既に納入されている授業料及び入学金の還付によることができる。

(事業遅延の報告)

第10条 設置者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由、又は補助事業の遂行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載した書類1部を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条に規定する実績報告書及び添付書類は、次の各号に掲げるものとし、提出部数は正副2部とする。

(1) 愛知県私立専修学校専門課程授業料等軽減補助金に係る実績報告書(様式5-1)

(2) 授業料等減免事業実績報告書内訳(様式5-2)

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)した日から起算して20日を経過した日、又は翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

3 知事は、実績報告書が提出されたときは、規則第14条による補助金額の確定を行うとともに、その結果を愛知県私立専修学校専門課程授業料等軽減補助金確定通知書(様式6)により設置者に通知する。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することがある。

(交付決定の取消し)

第13条 知事は、法第15条に規定する確認の取消しをした場合又は設置者が私立専修学校専門課程に係る確認を辞退した場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。